

高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン定期接種に係る
帳票印刷等アウトソーシング業務委託契約書（案）

浦添市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、下記条項の内容によって高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン定期接種に係る帳票印刷等アウトソーシング業務（以下「本件業務」という。）に関する契約(以下「本契約」という。)を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第一部 一般条項

（契約の総則）

第1条 受注者は、別添「業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づく業務を履行するものとする。

（契約期間）

第2条 契約期間は契約締結日から令和8年9月30日までとする。

（契約金額）

第3条 本件業務の契約金額は、対象帳票ごとの金額とする。

- 2 本契約においては、対象帳票ごとに1件当たりのデザイン用紙単価、データ印字単価及び加工処理単価を設定するものとする。この場合において、対象帳票ごとの単価は、別紙「対象帳票一覧」のとおりとする。ただし、契約締結時において予期できない物価変動等の事由により単価が下がった場合、受注者は「対象帳票一覧」の単価より低い金額で請求を行い、発注者はその金額を支払うものとする。

（支払条件）

第4条 本契約における支払いは、対象帳票ごとの実績件数に応じたものとし、実績件数の増減により支払額の増額又は減額を行うものとする。

（納入及び検査）

第5条 受注者は、物品を納入したときは、直ちに納品書により発注者へその旨を通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、受注者の立会いを求めて直ちに物品の検収を行うものとする。
- 3 受注者は、前項の検収に立ち会わないときは、その検収の結果につき、立ち会わないことによる異議を申し立てることはできない。
- 4 受注者は、第2項の検収を行った場合において、納入する物品の全部若しくは一部が契約に違反し、又は不当であったときは、発注者の指定する期日までに再検収を受けなければならない。この場合における物品の納入及び再検収等については、前各項の規定を準用する。

(代金の支払)

第6条 受注者は、前条の規定による検収に合格したときは、発注者に対し納品した分の業務委託料を書面により請求することができる。

2 前項の業務委託料は、別紙「対象帳票一覧」の単価に実績件数を乗じた合計額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（1円未満切捨て）とする。

3 発注者は、第1項に規定する請求を受け、当該請求が適切であると認めるときは、請求を受けた日から起算して30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

(契約保証金)

第7条 浦添市契約規則第6条による。

(遅延賠償金)

第8条 発注者が、本契約により生ずる金銭債務(手形債務を含む。)の弁済を怠ったときは、受注者に対し支払期日の翌日から完済の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延賠償金として支払うものとする。

2 受注者の責に帰すべき事由により、第5条に規定する検収を完了することができないとき（第10条により契約を解除した場合を除く。）は、発注者は受注者より遅延賠償金を徴した上で、履行期限を延長することができる。

3 前項の遅延賠償金は、延長日数に応じて、第1項に規定する額とする。

(変更契約)

第9条 発注者及び受注者は、本契約の条項につき変更する事由が生じたときは、速やかに変更契約を締結しなければならない。

(契約の解除)

第10条 発注者又は受注者が次の各号のいずれかに該当したときは、相手方是何らの通知等を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(1) 受注者が仕様書に定めた本件業務を著しく逸脱する等の業務を履行する見込みがないと発注者が認めるとき。

(2) 発注者及び受注者又はその代理人若しくは使用人において、契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(3) 受注者又はその代理人若しくは使用人において、正当な理由がなく発注者の監督若しくは検査の実施に当たり指示に従わないとき、又はその職務執行を妨害したとき。

(4) 受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りとなったとき。

(5) 受注者が銀行取引停止処分又は差押、仮差押、仮処分、競売その他の強制執行若しくは租税滞納処分を受けたとき。

(6) 受注者において破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始その他これらに類似する倒産手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。

(7) 受注者が解散、転廃業、営業の全部若しくは一部を第三者に譲渡しようとしたとき、又は監督官公庁から営業の取消若しくは停止等の処分を受けたとき。

(8) 前各号のほか、本契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき。

2 発注者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、受注者に対して負担する一切の金銭債務を直ちに弁済するものとする。

3 発注者又は受注者の事情により一方が契約の解除を申し出たときは、その日から14日以内に発注者及び受注者による協議を行うこととする。この場合において、解除の期日その他の条件については、当該協議にて決定することとし、その内容については発注者・受注者双方が記名押印した書面を2通作成し、各自がその1通を所持することで確認することとする。

(債務不履行責任)

第11条 発注者及び受注者は、本契約に基づく債務を履行しないこと、又は前条第1項第1号から第7号までのいずれかに該当したことにより相手方に損害を与えた場合は、その損害額等について協議の上で、本契約の解除の有無にかかわらず、契約金額相当額を限度として賠償責任を負うものとする。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害並びに当事者の予見し得ない特別の事情から生じた損害及び逸失利益については、賠償責任の範囲外とする。

(一般的損害及び不可抗力による損害)

第12条 受注者の責めに帰すべき事由により業務履行中に発生した損害は、受注者の負担とし、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

2 発注者は、不可抗力によって生じた損害について、受注者が善良な管理者の注意義務を怠らなかったと認めるときは、損害額を認定した上で、その一部を負担することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第13条 本契約の履行につき第三者に対して損害を与えたときは、その賠償の責及び負担については、発注者及び受注者が協議して決定することとする。

(管轄裁判所)

第14条 本契約に関する訴訟については、那覇地方裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(誠実協議)

第 15 条 本契約に定めのない事項については、その都度発注者及び受注者が誠意をもって協議した上で、円満に解決するものとする。

(遵守義務)

第 16 条 受注者は、本契約条項のほか、浦添市及びその執行機関の定める例規その他の法令を遵守しなければならない。

第二部 委託業務に関する条項

(秘密の保持)

第 17 条 受注者は、本件業務の実施により知ることができた個人情報を他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第 18 条 受注者は、本件業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。

2 受注者は、本件業務に関連して前条 1 項のとおり知ることができた個人情報を第三者に開示、公表、配布等をしてはならない。

(個人情報の複写及び複製の制限)

第 19 条 受注者は、個人情報を本件業務の目的以外に複写し、及び複製してはならない。

2 受注者は、本件業務の目的の範囲内であっても、複写及び複製を業務遂行の必要最小限にとどめなければならない。

(資料の提供及び返還)

第 20 条 発注者は受注者に対し、本契約に定める条件に従い、本件業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。

2 前項に規定するもののほか、受注者から発注者に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があったときは、発注者及び受注者が協議の上で、本契約に定める条件に従い、発注者は受注者に対しこれらの提供を行う。

3 本件業務を遂行する上で、発注者の事務所等で受注者が作業を実施する必要があるときは、発注者は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等の作業環境を含む。）を発注者及び受注者が協議の上で、本契約に定める条件に従い、受注者に提供するものとする。

4 発注者が前各項の規定により、受注者に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は発注者の提供遅延によって生じた受注者の本件業務の履行遅延、納入物の契約不適合等の結果については、受注者はその責を免れるものとする。

- 5 発注者から提供を受けた資料等（次条第2項の規定による複製物及び改変物を含む。）が本件業務遂行上不要となったときは、受注者は遅滞なくこれらを発注者に返還しなければならない。

（資料等の管理）

第21条 受注者は、発注者から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。

- 2 受注者は、発注者から提供された本件業務に関する資料等を本件業務を遂行する上で必要な範囲で複製又は改変できるものとする。

- 3 改変し、又は複製した資料についても、前条の規定に従った措置を行うものとする。

（個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務）

第22条 受注者は、個人情報の滅失、破損等があったときは、直ちに発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、個人情報の滅失、破損等があったときは、速やかにシステムのコンピュータの利用状況の記録等から原因を特定するとともに、個人情報の滅失、破損等が発生した原因及び経緯に関して書面で発注者に報告しなければならない。

（損害賠償等）

第23条 個人情報の滅失、破損等の事故が発生した場合において、当該事故が受注者の責に帰すべき事由によるときは、受注者は事故調査及び損害の拡大を防止するために講じた措置に要する合理的費用（損害賠償金を含む。）を負担するものとする。

（担当者の守秘義務）

第24条 本件業務を行う受注者の担当者は、本契約に基づき取り扱う一切の情報について内容のいかんを問わず他に漏えいしてはならない。発注者又は発注者の代理人若しくは使用人より聴取した事項その他発注者の管理に属する施設内において自らの意思にかかわらず知ることができた情報のうち、秘密情報である旨を告知されたものについても、同様とする。

- 2 前項の規定については、当該担当者の退職後も永久にその義務が存するものとする。

- 3 受注者は、前各項に規定する義務の内容を自らの使用人に周知徹底させるため、最大限の注意を払った上で、教育を施す等の対策を講じなければならない。

（業務の調査）

第25条 発注者は、本件業務の処理状況について、調査、立会い又は報告を受注者に求めることができる。

（個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務）

第26条 発注者は、いつでも受注者に対して個人情報に係る管理状況を監査する権限を有する。

- 2 発注者は、必要があると認める場合には、受注者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
- 3 発注者が受注者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合には、受注者は発注者に協力しなければならない。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、双方が記名押印した上で、各自がその 1 通を所持する。

令和 8 年 月 日

発注者 浦添市安波茶一丁目 1 番 1 号
浦添市
浦添市長 松本 哲治

受注者